

## 福島町まちづくり推進会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成 年福島町条例第 号）第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議し、町長に報告するものとする。

- (1) 財政計画に関する事項
- (2) 行政評価に関する事項
- (3) ふるさと応援基金に関する事項
- (4) その他行財政の運営に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員16人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 総合開発審議会の委員 4人
- (2) 知識経験者その他の町民 8人
- (2) 公募による町民 4人

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 推進会議の会議は、公開する。

(専門部会)

第7条 推進会議に次の専門部会を置く。

- (1) 総務教育部会
- (2) 経済福祉部会

2 前項の部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定める。

3 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(関係者の出席等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席

を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(諮問事項等の公表)

第9条 推進会議は、諮問に対する答申又は協議事項を町長に報告したときは、その内容を公表するものとする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の規定は、平成21年7月1日から適用する。

#### 別表

部会名	所 掌 事 項
総務教育部会	教育・文化、防災、交通安全、公害、コミュニティ、行財政に関する事項
経済福祉部会	社会福祉、保健衛生、水産、商工、労働、農林、観光、住宅、治山、治水、海岸保全、道路、橋りょう、漁港、上下水道に関する事項